

三木町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
25	28,812	9,105,723	542,862	1,330,249	14.6	14.9

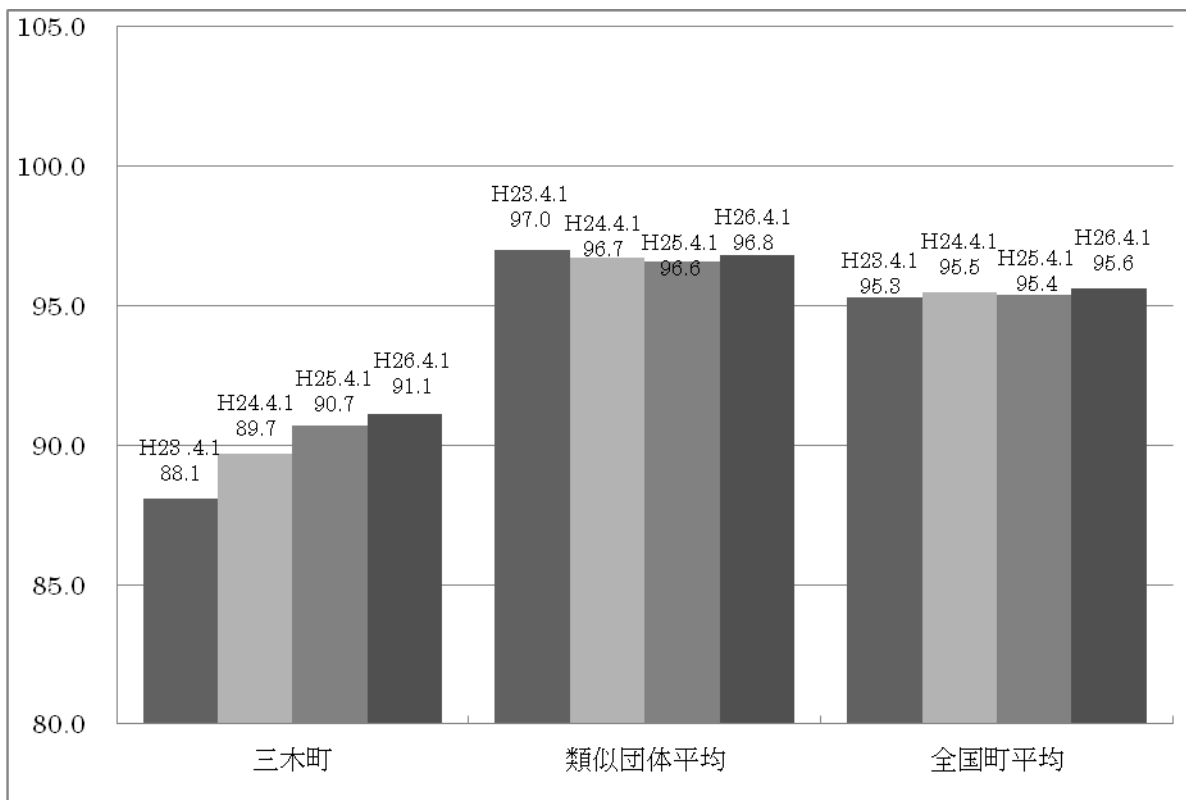
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与			計 B
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	
年度	人	千円	千円	千円	千円
25	160	513,411	100,456	179,054	792,921

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円	千円
4,956	5,601

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

人事評価制度の導入により、昇給昇格の促進を図っているため

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職については国の見直し内容を踏まえ、平均2%の引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合） 国基準3%に対し、三木町においても3%を支給。

（実施時期） 平成27年4月1日より実施。

（参考）

	平成26年度の 支給割合	平成27年度の 支給割合
国基準による支給割合	0%	3%
三木町の支給割合	0%	3%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(5)特記事項

該当なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
三木町	40.3歳	290,300円	313,400円	311,025円
香川県	44.4歳	340,550円	415,080円	364,823円
国	43.5歳	335,000円	—	408,472円
類似団体	42.3歳	316,054円	372,370円	347,095円

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
三木町	56.5歳	5人	297,700円	301,900円	300,300円
うち給食調理員	55.8歳	4人	308,225円	309,725円	308,225円
うち用務員	**歳	1人	***円	***円	***円
香川県	51.2歳	282人	331,881円	387,064円	364,062円
国	50.1歳	3,119人	287,992円	—	326,611円
類似団体	50.0歳	12人	291,276円	317,335円	307,380円

区 分	民 間			参 考 A/B
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
三木町	—	—	—	—
うち給食調理員	調理師	41.7歳	228,500円	1.36
うち用務員	用務員	54.3歳	199,300円	**

区 分	【参考】年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C / D
三木町	—	—	—
うち給食調理員	4,916,918円	3,056,200円	1.61
うち用務員	***円	2,747,000円	***

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

（平成23年から平成25年の3ヵ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三木町	37.4歳	252,639円	264,687円
香川県	45.0歳	378,533円	415,564円
類似団体	40.9歳	299,066円	324,388円

（注）1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（26年4月1日現在）

区 分		三木町	香川県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	178,800円	172,200円
	高校卒	140,100円	144,500円	140,100円
技能労務職	高校卒	122,400円	133,100円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（26年4月1日現在）

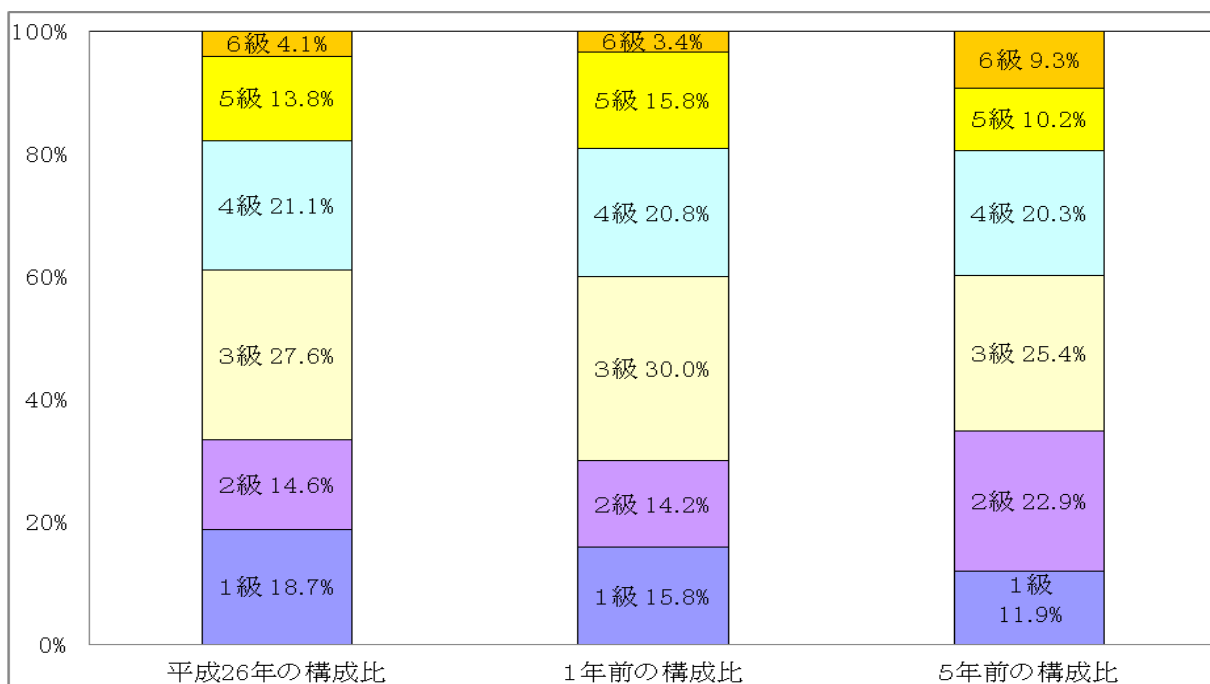
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	265,900円	335,900円	374,100円	395,200円
	高校卒	0円	0円	321,700円	360,300円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	課長	5人	4.1%	320,600円	422,600円
5級	課長、主幹	17人	13.8%	289,200円	400,600円
4級	課長補佐、副主幹	26人	21.1%	261,900円	388,300円
3級	係長、主査	34人	27.6%	222,900円	354,700円
2級	主任主事	18人	14.6%	185,800円	307,800円
1級	主事	23人	18.7%	135,600円	243,700円

- (注) 1 三木町村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年間を考課期間とする勤務成績の評定（人事考課）を実施している。

2 昇給への勤務成績の反映状況

昇給日（毎年1月1日）に、上記1の評定結果を参考にし、前1年間の勤務状況等を考慮のうえ、勤務成績に応じ5段階の昇給区分（A（8号級）、B（6号級）、C（4号級）、D（2号級）、E（0号級））を決定している。

なお、平成27年1月1日の昇給においては、課長級の職員は上位区分（B）が3.7%、標準区分（C）が63.0%、下位区分（D）が33.3%であり、課長級以外の職員は、上位区分（B）が5.0%、標準区分（C）が93.8%、下位区分（D及びE）が1.2%であった。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三 木 町	香 川 県	国
1人当たり平均支給額（25年度） 1,119千円	1人当たり平均支給額（25年度） 1,584千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45月分) (0.65月分)	(24年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45月分) (0.65月分)	(24年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45月分) (0.65月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算5～20% 管理職加算10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算5～20% 管理職加算10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

1. 勤務成績の評定の実施状況

平成26年12月期は、昇給に係る人事考課の結果を勤務成績の評定としている。

2. 勤勉手当への勤務実績の反映状況

上記1の評定結果を参考にし4段階の成績率（特に優秀73.5/100、優秀70.5/100、良好67.5/100、良好でない67.5/100未満）を決定している。

なお、平成26年12月支給の勤勉手当においては、課長級の職員は、上位区分（特に優秀及び優秀）が3.7%、標準区分（良好）が74.1%、下位区分（良好でない）が22.2パーセントであり、課長級以外の職員は、上位区分が6.2%、標準区分が88.8%、下位区分が5.0%であった。

(2) 退職手当（26年4月1日現在）

三木町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.70月分	52.44月分	勤続35年	43.70月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			・定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額		20,413千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（26年4月1日現在）

なし

(4) 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		0円		
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）		0%		
手当の種類（手当数）		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給 単価
防疫業務従事 手当	一般行政職、 看護・保健職	感染症法に規定 する感染症の病 菌に汚染された 区域で行う患者 の看護及び病菌 の処理作業	0千円	日額3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（24年度決算）	45,009千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度 決算）	279千円
支給実績（25年度決算）	58,983千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度 決算）	368千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（26年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職 員に支給	同		11,558千円	169,970円

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者 13,000円 ・ 配偶者以外 6,500円 <p>※16歳の年度初めから22歳の年度末までの間にある子</p> <p>一人につき5,000円加算</p>				
住居手当	<p>自ら居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員に支給</p> <p>【借家・借間居住者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家賃23,000円以下 家賃－12,000円 ・ 家賃23,000円超 (家賃の額－23,000円)/2+11,000円 <p>※最高支給限度額 27,000円</p>	同		7,348千円	253,379円
通勤手当	<p>通勤のため、交通機関等を利用する職員、自動車等を使用する職員等に支給</p> <p>【公共交通機関利用者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6箇月定期等低廉な価格による運賃等相当額、上限55,000円 <p>【交通用具使用者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 片道の距離に応じて2,000円から24,500円 	同		4,329千円	34,086円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員のうち規則で定めるものについて支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 31,000円から65,000円 	同		13,977千円	499,178円

管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時または緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 (大規模な災害または重大な事件等が起こった場合の緊急性を有する業務を処理するための勤務に限る。) ・勤務1回につき、職務に応じ12,000円内	同		187千円	7,791円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 ・勤務1回につき4,200円	同		4,074千円	29,737円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活する職員に支給 ・23,000+加算額(配偶者住居との距離に応じ6,000円～45,000円)	同		0円	0円

5 特別職の報酬等の状況(26年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額 等
給 料	町 長	850,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 904,000円/383,500円
	副 町 長	638,000円	750,000円/478,800円
報 酬	議 長	373,000円	486,500円/227,000円
	副 議 長	310,000円	419,300円/182,000円
	議 員	284,000円	390,000円/157,000円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(25年度支給割合) 2.6月分	
	議 長 副 議 員	(25年度支給割合) 2.6月分	

退職手当	市区町村長	(算定方式) 給料月額×勤続期間の月数×36.5/100	(1期の手当額) 14,892,000円	(支給時期) 退職した日から起算して1月以内
	副市町村長	給料月額×勤続期間の月数×22.0/100	6,737,280円	退職した日から起算して1月以内
	備考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

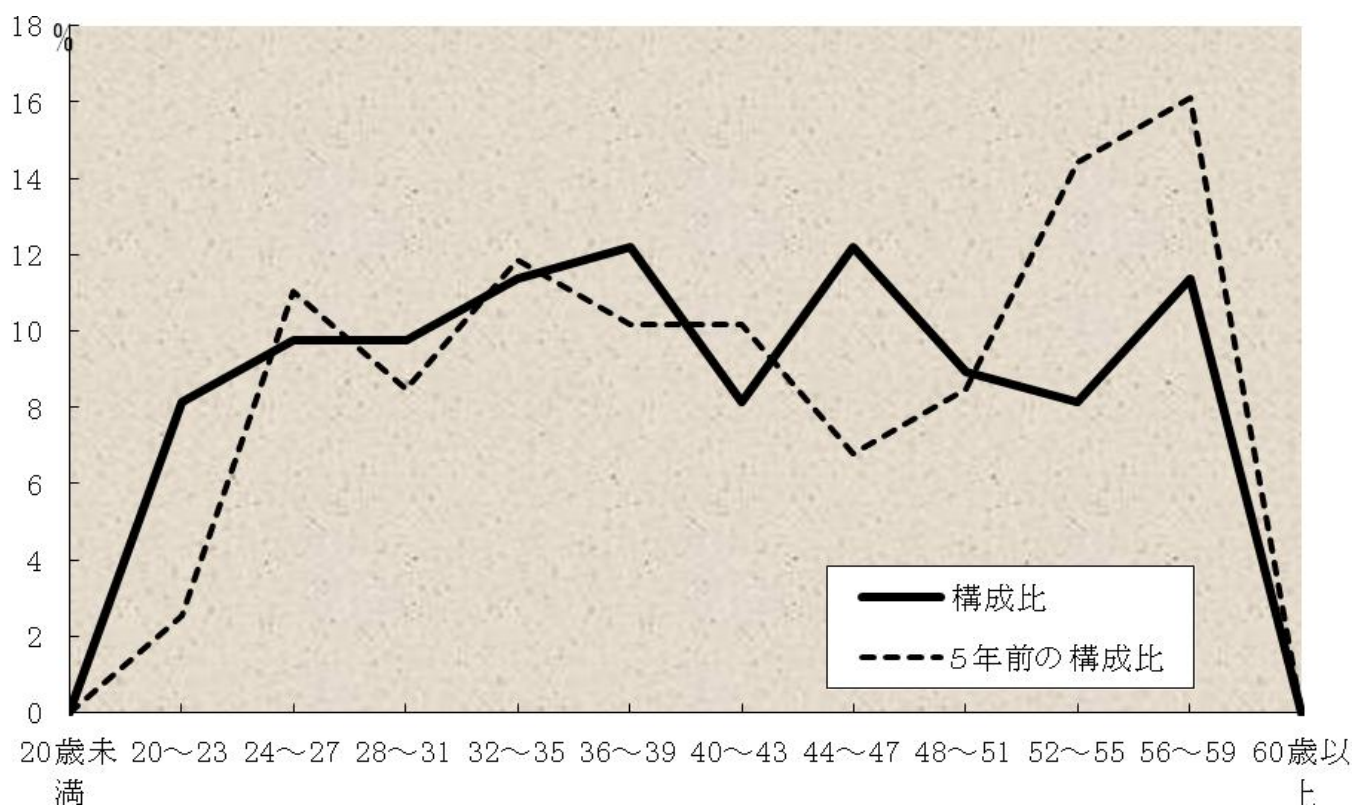
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			平成25年	平成26年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	新規事業に伴う業務増 欠員不補充 保育所保育士の補充 育休社会福祉士の配置転換
		総務企画	37	43	▲ 1	
		税務	13	12	2	
		民生	27	29	1	
		衛生	15	16	0	
		農林	10	10	0	
商工		2	2	0		
	土木	13	13	0		
	計	120	128	8	<参考> 人口1万人当たり職員数44.43人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数51.20人)	
	教育部門	41	42	1	幼稚園教諭補充	
	消防部門	0				
	小計	161	170	9	<参考> 人口1万人当たり職員数59.00人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数67.04人)	
公営企業等部門	水道	6	6	0	欠員不補充、配置転換	
	下水道	9	9	0		
	その他	14	12	▲ 2		
	小計	29	27	▲ 2		
合計		190	197	7	<参考> 人口1万人当たり職員数68.37人	
		[232]	[232]			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	10人	12人	12人	14人	15人	10人	15人	11人	10人	14人	0人	123人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	110	108	110	117	120	128	18(16.4%)
教育	48	50	49	45	41	42	△6(△12.5%)
普通会計計	158	158	159	162	161	170	12(7.6%)
公営企業等会計計	31	29	29	28	29	27	△4(△12.9%)
総合計	189	187	188	190	190	197	8(4.2%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
25年度	442,431	43,849	34,009	7.7	7.9

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費 円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
25年度	6	22,353	3,757	7,899	34,008	5,668	6,123

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、25年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
三木町	43.3歳	315,381円	441,767円
団体平均	45.0歳	342,822円	509,358円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

三 木 町	三木町 (一般行政職・団体平均等)
1人あたり平均支給額 (25年度) 千円	1人あたり平均支給額 (25年度) 1,119千円
(25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.35月分 (1.45月分) (0.65月分)	(25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.35月分 (1.45月分) (0.65月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（26年4月1日現在）

三 木 町			三木町（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.70月分	52.44月分	勤続35年	43.70月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）		

ウ 地域手当（26年4月1日現在）

なし

エ 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（24年度決算）	625千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	56千円
支給実績（25年度決算）	964千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	87千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（26年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶 養 手 当	<p>扶養親族のある職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外 6,500円 <p>※16歳の年度初めから22歳の年度末までの間にある子</p> <p>一人につき5,000円加算</p>	同		354千円	177,000円
住 居 手 当	<p>自ら居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員に支給</p> <p>【借家・借間居住者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家賃23,000円以下 家賃－12,000円 ・家賃23,000円超 (家賃の額－23,000円)/2+11,000円 <p>※最高支給限度額 27,000円</p>	同		324千円	324,000円
通 勤 手 当	<p>通勤のため、交通機関等を利用する職員、自動車等を使用する職員等に支給</p> <p>【公共交通機関利用者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6箇月定期等低廉な価格による運賃等相当額、上限55,000円 <p>【交通用具使用者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・片道の距離に応じて2,000円から24,500円 	同		138千円	27,600円

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規則で定めるものについて支給 ・31,000円から65,000円	同		636千円	636,000円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時または緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 (大規模な災害または重大な事件等が起こった場合の緊急性を有する業務を処理するための勤務に限る。) ・勤務1回につき、職務に応じ12,000円内	同		0千円	0円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 ・勤務1回につき4,200円	同		1,271千円	141,200円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活する職員に支給 ・23,000+加算額(配偶者住居との距離に応じ6,000円～45,000円)	同		0千円	0円